第四十九条中「第三十六条第六項」を「第三十六条第七項」に改める。

別表第一中「第四条の二」を「第三条の三、第四条、第四条の二の二」に改める。

別表第三中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（総務省組織令の一部改正）

2　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十二条第二項第六号中「個別検定」を「型式適合検定」に改める。

総務大臣　樽床　伸二
内閣総理大臣　野田　佳彦

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月十九日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六十三号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
防衛大臣　森本　敏

府　令

○内閣府令第七十一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「、第三十二条の三及び第三十二条の四」を「及び第三十二条の三から第三十二条の十五まで」に改める。

附　則

この府令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年一月三十日）から施行する。